

# 青森県報

第三千二百五十号

平成二十二年  
六月十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 訓 令

青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する  
事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程…………… (観光企画課) …… 一

### 告 示

証紙売りさばき人の名称の変更…………… (会計管理課) …… 二  
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… (同) …… 三

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の退任…………… (三八地域  
民 局) …… 三

土地改良区の定款変更の認可…………… (同) …… 三

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (西北地域  
民 局) …… 三

土地改良区の定款変更の認可…………… (上北地域  
民 局) …… 四

土地改良事業計画変更の認可…………… (同) …… 四

### 選挙管理委員会

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができ  
ない団体…………… (事 務 局) …… 四

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四十号

#### 青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように  
改正する。

第十一条の人事課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第  
十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第十七条中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一  
下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 予算執行の適正化の総括に関すること。

第十七条の二の財務指導課の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一  
号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 予算執行の適正化の総括に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年六月二十二日から施行する。

## 訓 令

### 青森県訓令甲第二十六号

庁 中 一 般

中 南 地 域 県 民 局

青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長

への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十三条の規定により、中  
南地域県民局長に、平成二十二年津軽まち歩き観光推進事業費補助金交付要綱  
(平成二十二年五月二十七日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に  
関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務  
を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 中南地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異  
例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理  
しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 中南地域県民局地域連携部長は、第二条の規定により中南地域県民局長に委  
任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、中南  
地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、中南地域県民局長から指示を受けた事  
項及び比較的重要な事項については、その概要を中南地域県民局長に報告しなけれ  
ばならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、中南地域県民局の地域連携部  
長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在の

ときはあらかじめ中南地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がそ  
の事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び中南地域県民局地域連携部長があらかじめ指示し  
た事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。  
ただし、急施を要するもので中南地域県民局地域連携部長の承認を得たものについ  
ては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければなら  
ない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ中南地域県民局地域連携部長の指示した  
ものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、  
青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十二年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市柳町一丁目七の一九

株式会社下北エネルギー

二 変更内容

1 変更前の名称

有限会社下北エネルギー

2 変更後の名称

株式会社下北エネルギー

青森県告示第四百十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十二年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
青森市本町五丁目五の二一  
社団法人青森県猟友会

二 変更内容

- 1 (一) 変更前の売りさばき場所  
三戸郡田子町大字田子字田子三三の一
- (二) 変更後の売りさばき場所  
三戸郡田子町大字田子字小沼二八の三
- 2 (一) 変更前の売りさばき場所  
八戸市大字市川町字尻引堤沢三一の三五
- (二) 変更後の売りさばき場所  
八戸市八太郎三丁目九の一六

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年六月十六日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	工藤 徳一	三戸郡南部町大字下名久井字宗前七の四	平成三〇・四・二〇

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成二十二年五月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年六月十六日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年六月十六日

西北地域県民局長 小 野 徳 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年 月 日
理事	宮本 嘉四太郎	五所川原市字下平井町四七の一	平成三〇・三・三就任
"	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一の一	"
"	高橋 光明	大字藻川字村崎六九四の二	"
"	鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	"
"	小野 孝幸	大字鶴ヶ岡字川袋一七七の四	"
"	奈良 孝男	大字田川字敷里一三七の二	"
"	小笠原 進	字高松八三の一	"

監事	一戸 実	大字藻川字村崎五四六	〃
〃	高橋 秀男	大字種井字山野辺二二八	〃
〃	坂本 春義	北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木二〇の二	〃
理事	成田 守	五所川原市大字漆川字袖掛一五五の四	三・五二退任
〃	宮本 嘉四太郎	字下平井町四七の一	〃
〃	鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	〃
〃	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一の一	〃
〃	小野 孝幸	〃 字川袋一七七の四	〃
〃	川浪 茂浩	大字藻川字村崎七〇三の二	〃
〃	高橋 光明	〃 〃 六九四の二	〃
監事	奈良 孝男	大字田川字藪里一三七の二	〃
〃	一戸 実	大字藻川字村崎五四六	〃
〃	蒔田 鉄男	字烏森三五	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大豆田土地改良区の定款の変更を平成二十二年五月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年六月十六日

上北地域県民局長 小林 巧 一

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大豆田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十二年五月十八日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十二年六月十六日

上北地域県民局長 小林 巧 一

事業名 維持管理

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十二年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年六月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の 名 称	代 表 者	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の 在 在 地
工藤謹一政治活動 後援会	工藤 謹一	工藤 与一	八戸市南郷区大字中野字兎口 二二の七

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭